

療養担当規則及び厚生労働大臣の定める掲示事項

令和7年8月1日

◆◆◆土井リハビリテーション病院の概要◆◆◆

管理者： 病院長 加納 純一

診療科： 内科・リハビリテーション科

許可病床数：療養病床 144 床(うち稼働病床数 144 床)

(回復期リハビリテーション病棟：43 床)

(医療療養病棟：101 床)

外来診療時間：平日 月曜日～金曜日 午前 9:00～12:00 午後 1:00～5:00

休診日：土・日・祝日、年末年始(12/30～1/3)

1.保健医療機関及び保険医療養担当規則で定められた掲示事項

◆食事療養・生活療養の内容及び費用に関する事項

当病院では、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

項目	内容
食事の提供	1 日 3 食 治療食・特別食への対応可
入浴支援	週 2 回(必要に応じて回数調整) 特別浴対応有
清掃・衛生管理	リネン交換(週 1 回必要に応じる) ※居室清掃・シーツ類や病衣等委託業者による
日常生活動作支援	排泄介助、着替え、整容など必要に応じて介助

当院では、以上のような生活支援及び療養内容を提供しています。

◆ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等取り扱い
及び担当に関する基準で定められた揭示事項

項目	内容
医療の内容	慢性期疾患に対する内科的治療、看護、リハビリテーション、薬剤投与など
療養生活支援の内容	食事提供、排泄、清潔保持の介助 リネン交換、日常生活の支援など
生活療養に係る費用	食費 1日 1,530円(所得区分により変動) 1日 370円(光熱水費) その他、実費負担(日用品等)

◆ 診療情報取得加算に関する揭示について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- ・ 医療情報取得加算 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆ 一般名処方加算について

当院では、厚生労働省の定める基準に基づき、一般名処方加算の算定対象となる処方箋において、積極的に一般名処方を行っています。

一般名処方の処方箋から長期収載品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

◆ 医科点数表第二章第十部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術

当該手術の2024年1月～12月までの手術件数 0件

2. 厚生労働大臣の定める掲示事項

◆入院基本料に関する事項

当院は厚生労働大臣が定める療養病棟入院基本料
(療養病棟入院基本料 1 ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 2)

◆療養病棟 (2 階 A 病棟) 36 床 看護職員実質 20 : 1 看護補助者実質 20 : 1

・当病棟では 1 日に 6 名以上の看護職員が勤務しています。

なお時間帯毎の配置は次の通りです。

日勤帯(8:30~16:30)	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。 看護補助者 1 名当たりの受け持ち数は 9 人以内です。
準夜勤帯(16:30~翌 0:30)	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 36 人以内です。 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 36 人以内です。
深夜勤帯(翌 0:30~翌 8:30)	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 36 人以内です。 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 36 人以内です。

◆療養病棟 (2 階 B 病棟) 34 床 看護職員実質 20 : 1 看護補助者実質 20 : 1

・当病棟では 1 日に 6 名以上の看護職員が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次の通りです。

日勤帯(8:30~16:30)	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。 看護補助者 1 名当たりの受け持ち数は 9 人以内です。
準夜勤帯(16:30~翌 0:30)	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 34 人以内です。 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 34 人以内です。
深夜勤帯(翌 0:30~翌 8:30)	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 34 人以内です。 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 34 人以内です。

◆療養病棟（3階B病棟）31床 看護職員実質 20：1 看護補助者実質 20：1

・当病棟では1日に5名以上の看護職員が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次の通りです。

日勤帯(8:30～16:30)	看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。 看護補助者1名当たりの受け持ち数は11人以内です。
準夜勤帯(16:30～翌0:30)	看護職員1人当たりの受け持ち数は31人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち数は31人以内です。
深夜勤帯(翌0:30～翌8:30)	看護職員1人当たりの受け持ち数は31人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち数は31人以内です。

◆回復期リハビリテーション病棟（3階A病棟）43床

看護職員実質 13：1 看護補助者実質 30：1

・当病棟では1日に10名以上の看護職員が勤務しています。

なお時間帯毎の配置は次の通りです。

日勤帯(8:30～16:30)	看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。 看護補助者1名当たりの受け持ち数は22人以内です。
準夜勤帯(16:30～翌0:30)	看護職員1人当たりの受け持ち数は22人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち数は43人以内です。
深夜勤帯(翌0:30～翌8:30)	看護職員1人当たりの受け持ち数は22人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち数は43人以内です。

◆保険医療機関の指定並びに保険医の登録に関する省令関係

当院は保険医療機関の指定を受けています

・医療機関の指定：

健康保険指定医療機関・国民健康保険指定医療機関

結核指定医療機関・生活保護指定医療機関・母子保健法指定医療機関

原子爆弾被害者一般疾病医療機関・労働者災害補償保険法

難病の患者に対する医療等指定医療機関

◆ 施設基準届出事項

施設基準名称	算定開始年月日	受理番号
療養病棟入院基本料	2024年9月1日	第200号
診療録管理体制加算3	2018年4月1日	第279号
療養病棟療養環境加算1	2014年10月1日	第22号
データ提出加算	2019年1月1日	第227号
認知症ケア加算	2020年4月1日	第63号
排尿自立支援加算	2020年4月1日	第5号
回復期リハビリテーション病棟入院料2	2024年6月1日	第16号
入院時食事療養(I)	1996年3月1日	第685号
CT撮影及びMRI撮影	2019年5月1日	第988号
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	2012年4月1日	第54号
運動器リハビリテーション料(I)	2012年4月1日	第168号
がん患者リハビリテーション料	2015年9月1日	第60号
外来・在宅ベースアップ評価料(I)	2024年6月1日	第303号
入院ベースアップ評価料	2024年10月1日	第6号
酸素の購入単価	2025年4月1日	第88129号

◆ 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

◆ 保険外負担に関する事項

① 医療保険の適用を受けない事項

医療保険の適用を受けないものは自己負担とさせていただきます。

テレビ利用料	1日275円(税込み)
理髪料	1回につき2,000円(税込み)
理髪料(顔そり付)	1回につき3,000円(税込み)
紙おむつ	1枚につき297円(税込み)
パット代	1枚につき132円(税込み)

※1日当たり1,500円超の場合、上限1,650円(税込み)
但し、当院では、理髪料、おむつ等は業務委託しております。

② 文書発行にかかる費用

項目	枚数	料金
生命保険診断書・証明書(当院所定用紙も含む)	1通	3,300円
生命保険診断書(年金・障害等特殊なもの)	1通	5,500円
診断書(簡単なもの)	1通	1,100円
傷病手当金支給申請書・訪問看護指示書	1通	医療保険扱い
介護支援専門員等意見書		無料
臨床調査個人票	1通	3,300円
施設入所診断書	1通	3,300円
おむつ使用証明書	1通	3,300円
個人番号カード顔写真証明書	1通	1,100円
領収書再発行(1枚につき)	1通	330円
医療費控除証明書	1通	1,100円

◆ 患者の権利と責任について

患者には、闘病の主体者として、以下の権利と責任があります。

【知る権利】

病名、病状(検査の結果を含む)、予後(病気の見込み)、診療計画、処置や手術(選択の理由、その内容)、薬の名前や作用・副作用、必要な費用などについて、納得できるまで説明を受ける権利。

【自己決定権】

納得できるまで説明を受けたのち、医療従事者の提案する診療計画などを自分で決定する権利。

【プライバシーに関する権利】

個人の秘密が守られる権利および私的なことに干渉されない権利。

【学習権】

病気やその療養方法および保健・予防等について学習する権利。

【受療権】

いつでも、必要かつ十分な医療サービスを、人としてふさわしいやり方で受ける権利。医療保障の改善を国と自治体に要求する権利。

【参加と協同】

患者みずからが、医療従事者とともに力をあわせて、これらの権利を守り発展させる責任。